ITC 浜松クラブ常規

1.会合

1.1 浜松クラブの例会は　クラブが別に定める場合を除き、毎月第 3 月曜日
13 時 30 分より 2 時間とし、ホテルクラウンパレス浜松に於いて開かれる。

1.2 浜松クラブの所在地は、その期の会計の所在地とする。
クラブ名義の通帳は、会計が管理する。

1.3 浜松クラブの例会日(第 3 月曜日)が休日または祭日の場合、
例会日は第 2 週目に繰り上がって開かれる。

1.4 最後の例会を役員就任式とし、8 月は休会とする。

2.会費

2.1 ITC 年会費、リージョン年会費、カウンスル年会費をそれぞれ
ITC、日本リージョン、カウンスル No. 1 の常規に従って納める。

2.2 クラブ年会費は 20,000 円とし、8 月 1 日以降 第 1 回例会日までに会計に納入する。
途中入会者は、クラブに会員の申請をした月から年度末まで月割計算をした
会費を納める。

2.3 特別例会の会費は、全会員の承諾を得たうえで別途徴収される。

2.3.1 会計の役職として、その期の会計処理及び報告を適正に行う。

2.4　ITC に納めた会費は全て返金できない。

3.会員

3.1 入会希望者は入会申込書提出までに例会に 2 回出席し、会員 1 名の紹介・推薦を
受ける。

3.2 会員の欠席は委員会が把握し、欠席当日の配布資料等は必ず渡す。

4.旅費

4.1 役職上でリージョン大会、及びカウンスルで 開催される会合への出席者には、
交通費の一部が補助される。

4.2 カウンスルのスピーチコンテストに出場するクラブ代表のスピーカーには、
交通費の一部が補助される。

5.慶弔費

会員とその配偶者に関わる慶弔時には相応しいメッセージカードを送る。

6.表彰

6.1 皆勤賞　(全会員を対象にする)

6.2 特別賞　(役員会に一任される)

7.会計補佐

浜松クラブは会計補佐を 1 名置く。原則として前年度の会計がこの任にあたる。

修正

これらの常規を修正・停止又は廃止する場合、事前通達がなければ 2/3、事前通達があれば
過半数の賛成が必要である。

1987 年	7 月	7 日	設立　採択	2003 年	5 月 30 日	修正	2010 年	2 月 15 日　修正
1990 年	12 月	17 日	修正	2004 年	10 月 18 日	修正	2010 年	4 月 19 日　修正
1994 年	8 月	1 日	修正	2006 年	3 月十進法表記に変換修正		2011 年	9 月 12 日　修正
1997 年	10 月	20 日	修正	2008 年	6 月 30 日	修正	2014 年	10 月 20 日　修正